

# さくら市環境保全型農業推進方針

平成25年4月1日

さくら市

## 1 基本的な考え方

### (1) 趣旨

本市の農業・農村は、安全・安心な農畜産物を生産し、かつ水資源のかん養、良好な景観の形成など公益的かつ多面的な機能を有している。

このため、本市の特性を生かし、地域農業・農村の更なる付加価値の向上を図るため、環境保全型農業の取り組みを推進する。

### (2) 環境保全型農業の考え方

本推進方針において、「環境保全型農業」とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、有機物資源を活用した土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用の削減等による持続的な農業（有機農業を含む）をいう。この環境保全型農業を実施することにより、生物多様性が保全され、豊かな自然環境が守られてゆく。

### (3) 推進目標

- ア 有機物資源を活用した土づくりの推進
- イ 環境負荷を低減した農業生産の推進
- ウ 農業生産活動に伴う廃棄物の適正処理の推進
- エ 生物多様性保全の推進

## 2 推進方策

### (1) 推進体制

関係機関・団体

- ア さくら市
- イ 塩谷南那須農業振興事務所
- ウ 塩野谷農業協同組合
- エ その他

### (2) 土づくりの推進

- ア 良質完熟堆肥の施用の推進
- イ 耕種・園芸農家と畜産農家との連携による堆肥利用の推進
- ウ 地力増進作物作付の推進

( 3 ) 肥料による環境負荷低減対策

- ア 土壌診断結果に基づいた適正施肥
- イ 肥効調節型肥料、局所施肥、有機質肥料の推進

( 4 ) 農薬による環境負荷低減対策

- ア 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりの推進
- イ 発生予察情報等に基づく効率的防除の推進
- ウ 生物的防除や物理的防除の推進
- エ 農薬の飛散防止対策

( 5 ) 農業生産活動に伴う廃棄物の適正処理の推進

- ア 農業用廃プラスチックの分別回収及び適正処理の推進

( 6 ) 有機農業の推進

- ア 市内における有機農業推進の取組に対する支援

( 7 ) 生物多様性保全の推進

- ア 魚類、両生類、昆虫類等の生物多様性保全のため、冬期に2ヶ月間以上の湛水の推進
- イ 生物多様性の状況把握及び情報提供